

○長久手市特別支援学校就学奨励金支給条例

昭和55年4月2日

条例第14号

改正 昭和63年3月30日条例第7号

平成9年3月25日条例第17号

平成19年3月19日条例第9号

平成23年6月30日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、県内の特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、長久手市特別支援学校就学奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、当該児童・生徒の就学の適正化及び保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第2条 奨励金は、本市に住所を有し、県内の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に在学している児童・生徒を対象とし、その保護者（同居し、これを監護し、かつ、生計を維持する者。以下同じ。）に対して支給する。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、児童・生徒1人に付、月額5,000円とする。

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者は、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 長久手市特別支援学校就学奨励金支給申請書
- (2) 住民票の写
- (3) 在学証明書、又は入学許可証の写

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに、その審査を行い、決定事項を当該申請者に通知するものとする。

(支給期間及び期日)

第6条 奨励金は、第2条に規定する支給の要件を満たした日の属する月から始め、受給資格の消滅した日の属する月で終わる。

2 奨励金は、毎年9月及び3月に当月分までを支給する。ただし、受給資格が消滅した場合は、支給月でない月であっても支給することができる。

(受給資格の消滅)

第7条 奨励金の支給を受けることのできる児童・生徒が次の各号のいずれかに該当したときは受給資格を失う。

(1) 本市に住所を有しなくなったとき。

(2) 県内の特別支援学校の小学部、中学部又は高等部に在学しなくなったとき。

2 受給者が前項各号のいずれかに該当した時は、その保護者は、速やかに市長に、長久手市特別支援学校就学奨励金受給資格消滅届を提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽り、その他不正手段により奨励金の支給を受けた者があるときは、既に支給した奨励金の全部、又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日より適用する。

附 則 (昭和63年条例第7号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。